

—1月1日現在登録人口— (前月比)

◆人口	151,340人	(83人)
男	73,161人	(50人)
女	78,179人	(33人)
◆世帯数	57,612世帯	(46世帯)

平成十五年十二月から、今までの割引証方式に変わり、割引対象であることを記載した身体障害者手帳または療育手帳を提示する方式になりました。割引制度を引き続き利用する人は手続きが必要です。(現在の割引証の割引の有効期限は、五月三十一日まで) また、新たにETC(ノンストップ自動料金支払いシステム)の利用も割引の対象となりました。

対象者 身体障害者手帳または療育手帳を持っている人

対象自動車 ▽第1種Ⅱ障害者本人および親族等または常時介護している人が所有する個人名義の自動車 ▽第2種Ⅱ身体障害者本人が運転する自動車で、本人および親族等

障害者の有料道路割引制度の変更



が所有する個人名義の自動車 ※障害者1名に1台、営業用除く申請に必要なもの

▽身体障害者手帳または療育手帳▽車検証、ただし、第2種の人は運転免許証も必要

また、ETC利用者は▽ETCカード(原則、障害者本人名義)▽ETC車載器セットアップ証明書

なお、代理人申請をする場合は、いづれも委任状が必要

※引き続き利用される人は、申請の際に割引証を返却してください。

申し込み先 生活福祉課 (☎20-3181)

特別永住者の旧軍人軍属などのみなさんへ

特別永住者として日本に永住している旧軍人軍属などやその遺族に対して弔慰金・見舞金が支給されます。

対象者 昭和12年7月7日以後の公務傷病により

①昭和16年12月8日以降死亡した人の遺族 ②重度の障害の状態にある戦傷病者 ③重度の障害の状態にあった人の遺族

高齢者への日常生活用具給付・貸与サービス

支給内容 ▽①または③に該当する人/弔慰金260万円 ▽②に該当する人/見舞金など400万円

請求期限 平成16年3月31日

手続き・問い合わせ先 生活福祉課 (☎20-3182)

給付品

▽電磁調理器

対象者 心身機能の低下にともない、防火などの配慮が必要な一人暮らし高齢者

※前年の所得税額などにより、利用者負担あり

▽火災警報器・自動消火器

対象者 寝たきりまたは、一人暮らし高齢者で所得税非課税世帯

貸与品

▽福祉電話

対象者 自宅に



電話器がなく前年の所得税が非課税で、一人暮らし高齢者

※通話料は、利用者の負担

問い合わせ先 ▽各中学校区の在宅介護支援センター▽高齢社会課 (☎20-3173)